

第4回 新居浜市芸術文化振興計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成31年1月22日(火) 16時00分～16時45分
- 2 場所 新居浜市市民文化センター本館(2階)生涯学習センター研修室
- 3 出席者 委員 篠原委員、合田委員、妻鳥委員、戸田委員、山内委員、加藤委員、横井委員、  
山田委員、馬越委員、倉本委員、宮川(ま)委員、岡部委員、伊藤(直)委員、  
日野委員、井下委員、高橋委員、宮川(嗣)委員、近藤委員、佐藤委員(19名)  
事務局 教育委員会事務局長 加藤、文化振興課長 桑原、副課長 高橋、係長 高橋、  
主事 林
- 欠席者 委員 久保委員、阿部委員、伊藤(未)委員、伊藤(純)委員、中野委員(5名)
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事 (1) 新居浜市文化芸術振興計画(案)について  
(2) その他

項目	担当	内 容
開 会	事務局	<p>それでは、定刻がまいりましたので只今から、第4回新居浜市芸術文化振興計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>これまで3回の策定委員会を開き、委員の皆様からのご意見を元に文化芸術振興計画の素案ができましたので、今回、ご提案するものであります。2月にはパブリックコメント、市民の方の意見を聞くこととしており、この会でご承認いただいた内容で進めたいと考えておりますので、委員の皆様には、お気づきの点等ございましたらお聞かせいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席状況についてでございますが、遅れて出席される方もいるように聞いておりますが、委員のみなさん総数24名の内、19名の方が出席されており、本会議の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の会議は、新居浜市審議会等の公開に関する要綱第5条により、公開とさせていただきます。事前に開催日時などを市民にお知らせして傍聴を認め、会議の開催結果についても、議事録などを公表することといたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。</p> <p>会議の方はお手元に配布させていただいております、次第によりまして進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。議事進行につきましては、篠原委員長をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>



	<p>案を本日の資料としてお配りしておりますので、ご覧ください。</p> <p>次に、4ページの3の計画の位置づけにつきましては、文化芸術基本法第7条の2に基づいて策定しますが、本市の上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画」との整合性、関連する指針・計画、関係部署との連携を図りながら推進してまいります。</p> <p>次に、4の計画の期間につきましては、2019年度から2028年度までの10か年を計画期間とし、計画期間中の中間年度である2023年度には、計画の見直しを行うとしています。</p> <p>次に、5ページの第2章、新居浜市の文化芸術の現状と課題についてです。</p> <p>まず、1の文化芸術活動につきましては、文化協会や郷土芸能加盟団体など、94団体を対象に活動団体アンケートを実施し、現状と課題についてお聞きしました。その結果、活動団体は、市民が文化芸術に触れる機会を創出するため、春の市民文化祭をはじめ、校区文化祭などの発表会を精力的に開催しており、どの団体も自己の技術の向上、会員間の交流、伝統文化の継承を目的とし活動されているといった意見が多く見受けられましたが、会員の高齢化、新規加入者の減少、練習場所、活動資金の不足といった切実な課題も挙げられています</p> <p>次に、6ページの2文化芸術関連施設につきましては、市民文化センターやあかがねミュージアム、公民館、総合科学博物館などの公共施設と公共施設以外の民間のホールや福祉施設などがありますが、新居浜市の文化芸術を支えてきた、市民文化センターの老朽化や駐車場スペースの不足が重要な課題となっています。</p> <p>次に、7ページの3歴史遺産・文化財につきましては、新居浜市には、縄文時代から近現代に至るまで、脈々と続く本市の歴史を物語る貴重な歴史遺産や文化資源が遺されています。近代化産業遺産以外についても、市民共有の貴重な財産として効果的な活用、情報発信、継承についてといったことが今後の課題となってきています。</p> <p>次に、8ページの第3章目指すまちづくりと基本的な取り組みについてです。</p> <p>まず、1の基本理念と基本目標についてですが、第五次新居浜市長期総合計画で掲げてあります、「文化芸術の香りを未来に伝えるまちづくり」を基本理念とし、4つの基本目標を設定しました。</p> <p>これらの4つの基本目標に基づく、施策の展開を図っていくため、それ</p>
--	--

それぞれについての取り組みの方向性、主な取り組みについて定めています。

まずは9ページの基本目標1「子どもが文化に触れ、心豊かに成長できるまち」についてです。

取り組みの方向性といたしましては、①子ども対象の文化事業の充実、②学校や団体との連携した事業の実施、③意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動の支援を挙げております。それに対する主な取り組みといたしましては、SDGsアートフェスティバルの開催、写生大会、絵画教室、こども美術展などの継続、文化芸術団体等と連携した鑑賞、体験教室の充実、アウトリーチ活動の充実、文化芸術を学習している学生等に発表の機会を提供するとしております。

次に、10ページの基本目標2「文化を身近に鑑賞、活動できる場所があるまち」についてです。

まず修正点ですが、基本目標の「文化を身近に鑑賞」とある部分についてですが、「身近に」を挿入しなくても、すべての取り組みが、身近に文化を感じ創造する取り組みだと考えられることから、「身近に」を省き、「文化を鑑賞、活動できる場所があるまち」とさせていただきたいと思っております。

取り組みの方向性といたしましては、①文化芸術事業の充実、②効果的な情報の発信、③鑑賞する場所の整備、④文化芸術団体の活性化を挙げております。それに対する主な取り組みといたしましては、校区文化祭など身近な文化芸術事業の継続、招聘事業や助成事業の積極的な活用、あかがねミュージアム等を活用した文化芸術事業の充実、文化芸術団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実、ホームページやSNSを活用した情報発信の推進、2020年度までの市民文化センターの整備方針決定、活動団体の活動見学や体験する機会の提供、活動場所の整備、文化芸術事業の企画立案を行うことできる市民の育成、市独自の財政支援制度の創設を目指すとしております。

次に、11ページの基本目標3「身近に自然・歴史が感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち」についてです。

こちらにも先に説明させていただいた基本目標2と同様に「身近に」を省略した、「自然・歴史が感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち」とさせていただきます。

取り組みの方向性といたしましては、①自然・歴史を学習できる場所の整備、②学校や地域と連携・協働の推進、③市民の文化財に対する理解の促進、④文化財の適切な保存を挙げております。これに対する主な取り組みといたしましては、郷土資料の有効活用の検討、あかがねミュージアムやふるさとラボでの学習環境の整備、郷土文化遺産等の展示・収蔵を行う場所の整備検討、地域やコミュニティスクールと連携した地域文化の伝承、

	<p>ふるさと学習資料の整理、埋蔵文化財の分布状況の確認・整理及びホームページ等での情報発信、文化財めぐり事業の実施、国指定文化財の保存活用計画の策定。これは、国指定文化財に限定する必要がないことから「市内でも特に価値の高い文化財」と修正いたします。そして、指定文化財の案内看板や周辺環境整備をおこなうとしております。</p> <p>次に、12 ページの基本目標4「伝統ある文化が継承され、市民が大切にしているまち」についてです。</p> <p>取り組みの方向性といたしましては、①保存や継承に向けた世代間交流の推進、②伝統文化に接する機会の充実、③伝統文化等地域の魅力発信、④市全体での取り組み推進を挙げております。これに対する主な取り組みといたしましては、郷土芸能学習活動や運動会での発表など継続的な活動の推進、三世代交流事業の充実、伝統文化の継承、定期的な郷土芸能発表会の開催や校区芸能祭など地域での発表の場の確保、ホームページ等での伝統文化に関する情報発信、保存伝承活動に対する行政支援の拡充をおこなうこととしております。</p> <p>次に、13 ページの第4章文化芸術振興計画の推進についてです。</p> <p>1の計画推進の役割につきましては、文化芸術振興を行うためには、市民、活動団体等、行政、それぞれが役割を認識し、互いに連携・協働を図ることが重要であり、市民は、文化芸術に触れ、積極的に推進していく役割の担い手であり、地域文化資源を保存、次世代へ継承する当事者でもあるとしています。活動団体等は、市民の文化芸術活動の基盤であり、発表会等、市民に文化芸術を知るきっかけを創出する役割の担い手であるとしています。最後に行政は、文化施設の適切な運営・充実・積極的な情報提供等により、市民が活動しやすい環境づくりを推進する役割の担い手であるとしています。</p> <p>最後に、14 ページの2計画に進捗管理については、「PDCA マネジメントサイクル」に基づき、持続的な施策・事業の実施を行い、計画の中間年度である2023年度での見直しを行いながら、効果的な計画の推進を図ってまいります。</p> <p>以上で、計画案の概要及び修正箇所についての説明を終わります。</p> <p>委員長</p> <p>ありがとうございました。何かご質問がございますか。</p> <p>事務局の方からご説明がありましたが、ここで決定した内容で、パブリックコメントを行うようになりますので、何かお気づきの点等がありましたら、ご意見をお願いします。</p>
--	--

<p>議題 2</p>	<p>事務局</p>	<p>(意見なし)</p> <p>それでは、この内容でパブリックコメントを行うことをご承認いただけますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。それでは事務局の方で、事務を進めていただきたいと思えます。</p> <p>続きまして議題2の「その他」について、事務局の方から、説明をお願いします。</p> <p>その他についてですが、今後の予定についてです。</p> <p>今回ご承認いただきました内容にて、市民への意見募集、パブリックコメントを2月8日金曜日から2月28日木曜日までの21日間実施し、そのあと意見集約を行うこととなります。パブリックコメントは、ホームページへの掲載、市役所、各支所の外、各公民館、市民文化センター、あかがねミュージアム、総合福祉センター、ウイメンズプラザ等で本計画案を閲覧していただき、文化振興課まで文書でご意見をお寄せいただくものです。</p> <p>当初の予定では、パブリックコメントの後に皆さんと共に最終確認をする予定でしたが、計画内容に大きな修正の必要が無ければ、篠原会長さんにご承認いただいた上で、3月の定例教育委員会において計画の決定とさせていただきますと思えます。皆様には、決定後あらためて計画書を送付させていただきますと考えております。</p> <p>前回の会では、5回目の策定委員会の開催についてご了承いただいたところですが、本日で最後の会とさせていただくことで構いませんか。</p>
	<p>委員長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。責任重大ではありますが、私の方でしっかり見させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、策定委員会も本日で最後ということですので、委員の方から皆様へお伝えするようなこと等ございましたら、ぜひご発言ください。イベントなどのお知らせでも構いません。</p> <p>それでは、私ども文化協会は、2019年4月に70周年を迎えます。まだ先のこととはなりますが、2020年2月には、記念イベントも計画しておりますので、お知らせいたします。たくさんの方のご来場をお待ち</p>

	<p>しております。</p> <p>最後ですので、皆さん何かありませんか。</p>
合田委員	<p>質問というか、お尋ねなんです。第4章の2の計画の進捗管理のところに、「PDCA」とあるのですが、違った呼び名はないのでしょうか？</p>
事務局	<p>このままの呼び方しかないです。</p>
委員長	<p>SDGsなど、だいぶ定着していましたので、それと同じようにPDCAも定着していくように、皆さんも使ってってください。</p> <p>何かご質問でも構いませんので、他にありませんか？</p>
妻鳥委員	<p>2月8日からするパブリックコメントは、文章でののですか。</p>
事務局	<p>はい。計画案と概要を市役所、各支所、公民館、文化センター、あかがねミュージアム、総合福祉センター、ウイメンズプラザに置かせていただき、市民の皆さんに見ていただき。ご意見を頂くということになります。あと、ホームページにも掲載します。意見があれば文章で文化振興課までお寄せいただくこととなります。</p>
委員長	<p>パブリックコメントをされた時には、意見は豊富に出るのですか？</p>
事務局	<p>パブリックコメントの内容によって、意見数は違います。</p> <p>パブリックコメントをしますと言うことは、市民の方には市政だよりとホームページでお知らせし、閲覧場所に見に来ていただき、ご意見を文章でいただくという流れになります。市民の方に最終的なご意見を頂くことにしています。</p>
馬越委員	<p>委員なんですけど、何か気づいたときはしてもいいの。</p>
事務局	<p>はい、大丈夫です。</p>
山田委員	<p>概要版の9ページの「SDGs」と10ページの「SNS」のフォントがおかしいような気がします。</p>
事務局	<p>書体を確認して、修正します。</p>
山田委員	<p>それと、14ページの図になるんですが、目指す方向性としては「文化芸術の香りを未来に伝えるまちづくり」の左下に「施策・事業の実施」とあるのは、意味合いがピンとこない。実施はPDCAのDoにあたるのでここ</p>

	<p>にくるのはおかしいのでは。あと、スパイラルの下の方にPDCAをまとめて表記するのではなく、間隔をあけて表記する方がわかりやすい気がします。</p>
事務局	<p>「施策・事業の実施」は修正します。図のことに関しては、努力します。</p>
横井委員	<p>質問なのですが、10 ページ、11 ページの基本目標の「身近に」というのを修正されたのですが、主な取り組みとか具体的なものの中には、「身近に」というのが強調されていて入るし、私自身も鑑賞にしても、文化を市民が身近に感じるというのは、大事な言葉だと思うんですね。自然とか歴史を感じるの、感じられるけれど、身近に感じれるかどうかというのは、いい言葉だなどは思ってたのですが、省かれる理由についてもう 1 回説明して頂ければと思います。</p>
事務局	<p>非常に簡単に言いますと、「身近に」というのは、当たり前のことではないかということです。格調高く掲げている基本目標に「身近に」という言葉が入っているのは、違和感があるといったご意見を頂いています。おっしゃられた通り、「身近に」という言葉は、とても大事ですので、本文から消してはいたのですが。基本目標からは、外させてもらったということがあります。</p>
山田委員	<p>新聞で見出しを見たときに、読みたいと思う見出しと、後でいいかなと思う見出しがあるんですね。これは、見出しですよ。見出しに「身近に」あるかないかで、読みたいかどうかと聞かれたときに、「身近に」がなかったら読む気にならない。「身近に」があると、ちょっと読んでみようかなという気がしないかなと。</p>
事務局	<p>この会の総意ということでしたら、そのようにさせていただきます。</p>
委員長	<p>皆様にお尋ねしましょうか。「身近に」をここで入れるか、入れないか。入れた方がいいという方は、挙手をお願いしますか。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>ありがとうございます。それでは、入れるということにします。</p>
事務局	<p>はい、わかりました。</p>
委員長	<p>最後に何かもう一つありませんか。</p>

閉 会	馬越委員	15 ページの「国指定文化財」を「特に価値の高い文化財に」とするといったのですが、特に価値の高い文化財とは何ですか。
	事務局	具体的に保存活用計画を策定する予定のある国指定以外のものは、今のところはなく、国指定の「ツガザクラ群落」「広瀬」について、策定する予定で考えております。しかし、将来的に国指定の分だけと限定する必要はないのではないかというご意見を頂きましたので、「国」を外させていただきます。
	委員長	そのあたりはご理解いただけますでしょうか。大丈夫ですね。
	山田委員	計画案の方なんですが、ルビをふった関係で、行間がものすごく空いてしまっている箇所があるのですが、その辺りの調整はどうされるのですか。
	事務局	今の段階では、難しいので、パブリックコメントにはこのままでいきたいと考えていますが、最終的には調整したいと思います。
	岡部委員	今日頂いた資料の分類の所で「食文化その他の生活に係る文化」が見え消しになっているんですが、これは削除になるんですか。
	事務局	「食文化その他の生活に係る文化」の所を消している資料をお渡ししていますが、法律に基づいてますので、資料の方が誤りです。申し訳ありません。
	委員長	このあたりの分類は、文化庁で決められてまして、今まで新居浜ではここまで明確には出されなかったもので、非常にわかりやすく、こういう方針で新居浜市もいくべきだと、理解しましたが、皆様もご理解いただけますでしょうか。大丈夫ですね。 最後に何かありませんか。なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。
	事務局	今回の会で策定委員会は最後となりました。委員の皆様には、これまでご協力いただき、ありがとうございました。新居浜市の文化芸術振興がより発展していくよう、これからもご尽力いただければと思います。 それでは、事務局からお願いします。
	事務局	長時間に渡っての協議、ご苦勞様でした。 委員の皆様には、4回にわたり芸術文化振興計画策定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。計画案を作り上げてこれましたのは、皆様のご協力のおかげだと思っております。これからは、今年度末に決定される文化芸術振興計画に基づき、市民、団体、行政が同じベクトル、

		<p>目標に向かって活動を展開し、文化芸術の香りを未来に伝える新居浜市を目指してまいりたいと思いますので、これからもご協力よろしくお願いたします。</p>
--	--	---